

原 議 保 存 期 間 3 年
(平成28年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 2 0 号
平 成 2 4 年 1 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

生命保険約款への暴力団排除条項の導入について

社団法人生命保険協会（以下「生保協会」という。）では、政府における「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の策定を踏まえ、暴力団を始めとする反社会的勢力との関係遮断・解消するための取組を推進してきたが、この度、会員各社においては、保険約款に暴力団排除条項を盛り込む等の改訂を行い、生命保険契約からの暴力団排除を具体的に推進していくこととなるので、各都道府県警察にあっては、生命保険業界と連携の強化等に努めるよう徹底されたい。

記

1 生命保険約款に導入する暴力団排除条項の概要

平成23年6月、生保協会では、保険契約者、被保険者又は保険金受取人が次の要件がある場合、保険契約を将来に向かって解除することができる旨の暴力団排除条項の導入を決定し、会員各社に「反社会的勢力への対応に関する保険約款の規定例」（別添）を示し、各社は、順次、保険約款の改訂を行い、新約款による生命保険契約を開始する。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (4) 保険契約者又は保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

2 連絡協議会との連携強化

各都道府県警察にあっては、本条項の導入による保険契約からの暴力団排除を徹底するため、生保警察連絡協議会等の連絡協議会の設置・拡充に努め、この場を活用した情報交換を強化すること。

3 保護対策の徹底

生命保険契約から暴力団排除対策を推進するに当たり、必要に応じ、生命保険会社の担当者等について、「保護対策実施要綱の制定について（依命通達）」（平成23

年12月22日付け警察庁乙刑発第11号、乙官発第18号、乙生発第11号、乙交発第11号、乙備発第12号、乙情発第11号)に基づく迅速かつ適切な保護措置を講じること。

4 暴力団情報の提供上の留意事項

暴力団相談に対する暴力団情報の提供に当たっては、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」(平成23年12月22日付け警察庁丙組企分発第42号、丙組暴発第19号)に基づき、迅速かつ適切に対応すること。

5 積極的な事件化の推進

都道府県警察にあっては、今後、生命保険業界と連携を図りつつ、生命保険契約から暴力団員等を排除することとなるが、内偵捜査等により暴力団員等による保険契約を認知した場合、暴力団排除に向けて生命保険会社を支援するとともに、積極的な事件化を図ること。

6 不当要求防止責任者講習等の積極的な受講の促進等

反社会的勢力からの不当要求に対する対応要領を習得するため、会員会社に対して責任者の選任及び不当要求防止責任者講習の積極的な受講を促すとともに、各都道府県暴力追放運動推進センターや単位弁護士会と連携し、各種連絡協議会における効果的な講習の実施について配慮すること。

別添(略)